

現庁舎等の現状と課題について

1 市庁舎に関する位置付け

(1) 地方自治法

【地方自治法（抜粋）】

（地方公共団体の事務所の設定又は変更）

第4条 地方公共団体は、その事務所の位置を定め又はこれを変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。

2 前項の事務所の位置を定め又はこれを変更するに当たっては、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない。

3 第1項の条例を制定し又は改廃しようとするときは、当該地方公共団体の議会において出席議員の3分の2以上の者の同意がなければならない。

(2) 厚木市総合計画

【総合計画（抜粋）】

現市庁舎等の老朽化に対応するため、将来の行政需要を見据えた調査、研究を行います。

(3) 厚木市公共施設最適化基本計画

【公共施設最適化基本計画（抜粋）】

市庁舎の建て替えの際には、民間施設を借用している第二庁舎の在り方についても検討し、民間活力の活用、円滑な行政サービスの提供等の視点に立った庁舎の建て替えを行います。

また、市庁舎の建て替えについては、10年以内（平成36年度まで）に建て替えの検討を行います。

2 今年度の方向性

厚木市公共施設最適化検討委員会からの「庁舎再編に関する提言書」を受けて、庁内での検討や市議会からの意見を踏まえ、今年度中に「庁舎建設に向けた基本的な考え方」を策定することとしている。

3 現庁舎等の現状

(1) 本庁舎

- 昭和 46 (1971) 年の建設 (築 46 年)
- 耐震性を確保するため、平成 15 年から 17 年にかけて免震改修を実施 (約 20 億円)
- 倒壊の危険性はないものの、適切な行政サービスの提供には支障を来すことも想定される。
- 排水・電気等の設備関連の老朽化が進行し、維持管理費用が増加している。
(修繕費 = 平成 18 ~ 22 年 : 1,000 万円 / 年 → 平成 23 ~ 27 年 : 1,500 万円 / 年)

建 設 年 月	昭和 46 年 1 月	
構 造 種 別	R C 造 (鉄筋コンクリート造)	
階 数	地上 5 階、地下 2 階	
建 築 面 積	1,469.85 m ²	
敷 地 面 積	8,684.30 m ²	
延 べ 床 面 積	9,016.00 m ²	
使 用 容 積 率	103.8%	
用 途 地 域 (建ぺい率 / 容積率)	商業地域 (80% / 500%)	
耐 用 年 数	60 年 (平成 43 年まで) 「厚木市公共建築物の長期維持管理計画基本方針」において目標耐用年数を 60 年と定めている。	
そ の 他	昭和 61 年度 「要耐震」の評価 平成 16 年度 免震改修工事完了	
配 置 部 署 等	B 2 F	監視室、機械室
	B 1 F	売店・食堂、会議室、印刷機械室、倉庫
	1 F	市民課、国保年金課、市民協働推進課、会計課、市政情報コーナー、出納カウンター、総合案内
	2 F	子育て給付課、国保年金課、介護福祉課、市民税課、収納課、資産税課
	3 F	広報課、行政総務課、契約検査課、選挙管理委員会事務局、財政課、財産管理課、記者室、会議室
	4 F	秘書課、企画政策課、行政経営課、情報政策課、危機管理課、職員課、厚生室、会議室
	5 F	議会総務課、議員控室、委員会室、議場

(2) 第二庁舎

- 民間施設を借用していることにより、年間約 2.3 億円の賃料が発生。
- 新耐震基準適合の建物ではあるが、免震構造ではない。
- 災害時の救援に最も必要なインフラ整備部門(道路、河川、下水等)が配置。

建設年月	平成 4 年 10 月 29 日	
構造種別	S R C 造 (鉄筋鉄骨コンクリート造)	
階数	地上 16 階、地下 1 階、塔屋 1 階	
建築面積	751.29 m ² (本棟のみ。)	
敷地面積	2,093.40 m ² (本棟、駐車場棟合計。)	
延べ床面積	11,821.57 m ² (本棟のみ。)	
使用容積率	565.87% 総合設計制度を活用し、容積率を緩和	
用途地域 (建ぺい率 / 容積率)	商業地域 (80% / 500%)	
賃料	約 2.3 億円 / 年	
配置部署等	B 1 F	機械室
	1 F	保育課、障がい福祉課
	2 F	福祉総務課、生活福祉課、会議室
	3 F	市民協働推進課、セーフコミュニティくらし安全課、交通安全課、こども育成課
	4 F	学務課、教育指導課、教職員課、社会教育課、スポーツ推進課、会議室
	5 F	文化財保護課、学校施設課、教育総務課、学校給食課
	6 F	青少年教育相談センター、相談室
	7 F	家庭相談課、監査事務局、環境政策課、生活環境課
	8 F	農業政策課、観光振興課、産業振興課、商業にぎわい課、勤労者福祉サービスセンター
	9 F	教育研究所、厚生室
	1 0 F	道路管理課、道路維持課
	1 1 F	道路整備課、会議室
	1 2 F	都市計画課、建築課、住宅課、市民課
	1 3 F	福祉総務課、開発審査課、建築指導課、まちづくり指導課
	1 4 F	市街地整備課、まちづくり推進課、下水道総務課、下水道施設課
	1 5 F	農業委員会事務局、河川ふれあい課、公園緑地課、会議室
	1 6 F	情報政策課、会議室

(3) 国県等施設

- 本厚木駅周辺には、県施設である厚木合同庁舎及び厚木南合同庁舎等の施設（約 17,000 m²）や、国等施設である厚木税務署、厚木公共職業安定所等の 7 施設（約 7,000 m²）が立地している。
- これら施設も更新時期が近づいていることから、本市の本庁舎同様に建て替えが見込まれている。



No	種別	施設名	所在地	築年数	延べ床面積 (m ²)
1	市	本庁舎	中町 3-17-17	46	9,016
2	市	第二庁舎	中町 3-16-1	24	11,822
3	市	厚木消防署本署	中町 3-4-10	44	2,070
4	県	厚木合同庁舎	水引 2-3-1	51	6,679
		（厚木保健福祉事務所別館）		49	1,496
		（厚木児童相談所）		45	1,447
5	県	厚木南合同庁舎	田村町 2-28	44	7,176
6	国	厚木税務署	水引 1-10-7	45	2,435
7	国	厚木年金事務所	栄町 1-10-3	31	963
8	国	厚木公共職業安定所（ハローワーク厚木）	寿町 3-7-10	41	862
9	国	厚木労働基準監督署	中町 3-2-6	—	-
10	国	厚木簡易裁判所	寿町 3-5-3	24	619
11	国	厚木出張所（横浜国道事務所）	恩名 1-6-50	—	-
12	国	厚木法務総合庁舎	寿町 3-5-1	23	2,319

厚木年金事務所については国施設に準ずる施設として掲載した。

4 現庁舎の問題点・課題

(1) 窓口機能・交流機能

- 市民の皆様が多く利用する窓口が本庁舎と第二庁舎に分かれており、どこに行けばよいのか分かりにくい。
- 本庁舎、第二庁舎ともにワンフロアの面積が十分でない。
- 窓口や待合場所のスペースが狭い。
- 屋内外で市民の皆様同士が多目的に交流できるスペースが少ない。
- バリアフリー・ユニバーサルデザインへの対応が十分でない。

(2) 事務機能

- 分散化していることにより、事務の連動性等に関し非効率な面がある。
- 一部のフロアでは、執務スペースが狭く、効率的な業務の遂行に支障を来している。
- 会議室や打合せスペースが不足している。

(3) 防災対応機能

- 熊本地震発生時には、倒壊の危険性から庁舎が使用できなくなり、被災者支援や、り災証明書の発行等の行政サービスの提供が滞った事例がある。
- 第二庁舎は、新耐震基準適合の建物ではあり倒壊の危険性はないものの、免震構造ではない。
- 非常用電源設備、災害用井戸、備蓄倉庫、庁舎内への浸水防止対応など、大規模自然災害発生時に必要となる防災対応機能が不十分である。
- 消防本部機能と分散しており、非効率な面がある。

(4) 地球環境等への配慮

- 空調や照明の省エネルギー化や再生可能エネルギーの活用が十分でない。
- 老朽化により、メンテナンスや保全費にかかるランニングコストが増大している。

(5) 国県等施設との一体となった公共施設となっていない

- 国と地方がそれぞれの庁舎を別々に整備しており、相互の連携が図られていない。



庁舎の建て替えは、検討から建設完了まで長期間を要することから、これらの問題点・課題を解決するには、できるだけ早期に庁舎建設の検討に着手する必要がある。

庁舎建設等検討委員会での検討事項について

(= 庁舎建設に向けた基本的な考え方の目次 (案))

目 次 (案)	
1	現庁舎の現状と課題
2	新庁舎建設の必要性
3	新庁舎建設の場所 (評価項目 案)
	(1) 様々な機能を確保するために必要な規模を持っているか
	(2) 用地取得・移転・建設・維持管理費用
	(3) 整備手法の多様性
	(4) 市民の交通利便性、アクセシビリティ
	(5) 周辺交通への影響
	(6) まちづくりへのインパクト
	(7) 災害対応力、土砂・浸水等のハザードエリアとの関連性
	(8) 国県等施設との一体整備の可能性
	(9) 現庁舎との近接性や他の拠点施設との連携性
4	庁舎の建設の基本理念 (基本理念 案)
	(1) 市民に親しまれる庁舎
	(2) 人と環境に優しい庁舎
	(3) 安心・安全を支える拠点としての庁舎
	(4) 市民サービスの向上、事務作業の効率化を果たす庁舎
	(5) できるだけ財政負担を抑えて整備する庁舎
	(6) 将来の変化に柔軟に対応できる庁舎
5	新庁舎の導入機能 (導入機能 案)
	(1) 窓口機能
	(2) 事務機能
	(3) 議会機能
	(4) 防災対応機能
	(5) 交流(市民の憩いの場)機能
	(6) 高齢者・障がい者・外国人等への対応機能
	(7) 施設管理(情報セキュリティ、施設の維持補修等)機能
6	国県等施設との一体整備の可能性
7	新庁舎の規模、配置する部署
8	駐車場の規模
9	周辺環境(道路、交通、広場等)の整備、配慮
10	整備手法
11	整備費用、財源
12	整備スケジュール